

紀美野町第1回定例会会議録

平成29年3月7日(火曜日)

---

○議事日程(第2号)

平成29年3月7日(火) 午前9時00分開議

- 第1 議案第35号 第2次紀美野町長期総合計画基本構想の策定について
  - 第2 議案第1号 専決処分の承認を求めることについて(紀美野町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について)
  - 第3 議案第2号 専決処分の承認を求めることについて(平成28年度紀美野町一般会計補正予算(第5号)について)
  - 第4 議案第3号 紀美野町個人情報保護条例の一部を改正する条例について
  - 第5 議案第4号 紀美野町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例について
  - 第6 議案第5号 紀美野町職員定数条例の一部を改正する条例について
  - 第7 議案第6号 紀美野町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について
  - 第8 議案第7号 紀美野町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例について
  - 第9 議案第8号 紀美野町職員特殊勤務手当条例の一部を改正する条例について
  - 第10 議案第9号 紀美野町税条例等の一部を改正する条例について
  - 第11 議案第10号 紀美野町介護保険条例の一部を改正する条例について
  - 第12 議案第11号 指定管理者の指定について(紀美野町雨山水辺公園)
  - 第13 議案第12号 紀美野町過疎地域自立促進計画の変更について
  - 第14 議案第13号 辺地総合整備計画の変更について
  - 第15 議案第14号 公平委員会委員の選任の同意について
  - 第16 議案第15号 教育委員会委員の任命の同意について
- 

○会議に付した事件

日程第1から日程第16まで

---

○議員定数 12名

○出席議員

---

議席番号	氏名
1番	南 昭和君
2番	上 柏 皖 亮君
3番	七良浴 光君
4番	町 田 富枝子君
5番	田 代 哲 郎君
6番	西 口 優君
7番	北 道 勝 彦君
8番	向井中 洋 二君
9番	伊 都 堅 仁君
10番	美 野 勝 男君
11番	美 濃 良 和君
12番	小 棕 孝 一君

---

○欠席議員

なし

---

○説明のため出席したもの

職名	氏名
町 長	寺 本 光 嘉君
副 町 長	小 川 裕 康君
教 育 長	橋 戸 常 年君
消 防 長	家 本 宏君
総 務 課 長	細 峪 康 則君
企画管財課長	中 谷 昌 弘君
住 民 課 長	増 谷 守 哉君
税 務 課 長	西 岡 秀 育君
保健福祉課長	湯 上 ひとみ君

産 業 課 長 湯 上 章 夫 君  
建 設 課 長 井 村 本 彦 君  
教 育 次 長 前 田 勇 人 君  
会 計 管 理 者 南 秀 秋 君  
水 道 課 長 田 中 克 治 君  
ま ち づ くり 課 長 西 岡 靖 倫 君  
建 設 室 主 幹 椎 木 宏 修 君  
代 表 監 査 委 員 向 江 信 夫 君

---

○欠席したもの

美 里 支 所 長 西 敏 明 君

---

○出席事務局職員

事 務 局 長 大 東 淳 悟 君  
書 記 井 戸 向 朋 紀 君

開 会

○議長（小椋孝一君） 皆さんおはようございます。早朝より御苦労さまでございます。規定の定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。

（午前 9時04分）

○議長（小椋孝一君） 初めに執行部より議案第35号の提出があり、本日本会議開会前に議会運営委員会で協議いただき日程につけ加えていますので報告し、御了承お願いいたします。

それでは日程に入ります。

本日の日程は、お手元に配付のとおりです。

◎日程第1 議案第35号 第2次紀美野町長期総合計画基本構想の策定について

○議長（小椋孝一君） 日程第1、議案第35号、第2次紀美野町長期総合計画基本構想の策定について議題とします。

説明を願います。

企画管財課長、中谷君。

（企画管財課長 中谷昌弘君 登壇）

○企画管財課長（中谷昌弘君） それでは議案書の1ページをお開きください。

議案第35号、第2次紀美野町長期総合計画基本構想の策定について。

第2次紀美野町長期総合計画基本構想を策定したいので、紀美野町議会の議決すべき事件に関する条例第2条の規定により議会の議決を求める。

平成29年3月7日提出 紀美野町長 寺本光嘉

提案理由でございますが、紀美野町の総合的かつ計画的な行政の運営を図るため第2次紀美野町長期総合計画基本構想を策定するものでございます。

第1次紀美野町長期総合計画につきましては、平成18年12月議会の議決を経て平成28年度を最終年度として空・山・川のふれあいのある美しいふるさとを目指す将来像として、住民活力でつくるまちづくりをスローガンとし、これに基づいて各種施策に取り組んでまいりました。

第1次長期総合計画期間中は、本格的な地方分権時代を迎え、少子高齢化や核家族化の進行や家族・地域における関係の変化、環境保全意識の高まりなど行政に求められる住民のニーズが多様化し町が総合計画を推進する上でさまざまな影響を与えてきてござ

います。とりわけ少子高齢化の進行による人口減少問題が国の主要課題として認識される今日において、子育て支援・就労支援を中心とする定住促進と高齢化に対応した地域づくりは最優先課題とされてございます。そこで、今年度新たにこれから10年の町の方向性や政策の大綱を定める第2次紀美野町長期総合計画の策定に取り組みをいたしました。

第2次紀美野町長期総合計画の策定に当たり、住民の意識や評価を知るため住民対象のアンケート調査を行うとともに、町のこれからの担う若い世代の意識を知るため町立中学校2・3年生を対象にアンケート調査を実施してございます。加えて各種統計資料の分析による基礎調査により町の現状の確認も行ってございます。

また、庁内の策定本部を立ち上げ各担当課のヒアリングを行い、施策の実施状況や課題、成果指標に基づく評価など第1次長期総合計画の進捗状況と見直しの方向性について検証を行ってございます。

住民、各種団体の代表者や有識者から成る紀美野町長期総合計画審議会を3度にわたり開催し、各種調査、検証などを踏まえた基本構想、基本計画について慎重に御審議いただき2月27日に答申をいただいたところでございます。

第2次紀美野町長期総合計画の特徴は、行政主導の整備計画ではなく、行政と住民が力を合わせ地域づくりの仕組みを構築するため地域住民の力を生かした地域力と行政組織・行政職員のレベルアップによる行政力を高め、住民と行政がともに力を合わせて地域協働で取り組むまちづくりの進化と拡大により紀美野町のあるべき将来像を示し、その実現に向けて、これからの時代を切り開く計画として平成29年度から平成38年度までの10年間の計画期間とする第1次長期総合計画のスローガンを継続した住民活力でつくるまちづくりを将来像とする第2次紀美野町長期総合計画基本構想を策定するものでございます。

それでは順次御説明させていただきます。5ページをお開きください。

第1章まちづくりの将来像。1目指す将来像でございますが、紀美野町の緑豊かな自然は住民誰もの誇りであり住民に潤いと安らぎを与える大切な資源であることは紀美野町誕生後10年が過ぎた今も全く変わってはいません。人口の減少や少子高齢化を初めとした本町を取り巻く状況は厳しさを増してございますが、これからも空・山・川の豊かな自然環境を守り生かし、住民と行政がともに力を合わせて地域活動で取り組むまちづくりの進化と拡大に取り組み、引き続き住民活力でつくるまちづくりをスローガ

ンとしてございます。

続いて6ページをお開きください。将来人口でございますが、昨年定めた紀美野町人口ビジョンの達成のために本計画期間中に目指すべき人口の目標について記載してございます。

続いて8ページをお開きください。第2章まちづくりの基本方針でございますが、基本方針では目指す将来像の実現に向け、まちづくりの基本方針と分野別の政策の大綱を定めてございます。基本方針として分野別に大きく5つの基本方針を設定し、その下に16の政策を配置し紀美野町の取り組み全体の方向性を示してございます。

基本方針1でございますが、これまで進めてきた住民協働の取り組みをまちづくりのあらゆる分野に広げ、住民、地域、事業者並びに行政が官民一体となって地域課題に取り組み、住民活動の担い手育成と住民参画を推進することで自治会などの地域コミュニティ組織の強化と活動を支援し、地域のつながりや世代を超えた交流を進めることとしてございます。

また、あわせて職員の資質の向上と事務の効率化を進め、住民協働に対する意識の醸成と能力を高め、民間活力を有効に活用しながら経費の節減並びに財政の健全化により持続可能な自治体の運営を目指すこととしてございます。

続いて9ページをお開きください。基本方針2でございます。基本方針2では、若年人口の維持・獲得に重要な課題である子育てと教育を一体として1つの柱とし、子育て世代の経済的支援や保育サービスの向上、小中学校及び関係機関の連携を強化し一貫性のある教育を進めていくこととしてございます。

また、安全で学習効果の高い教育環境を整え、地域交流の活性化につながる学習機会の提供を進め学習成果が地域社会、さらにはまちづくりへと還元されるよう支援することとしてございます。また、スポーツ施設を有効に活用しながら、地域スポーツ組織の育成と充実も図ってまいります。

続いて10ページをお開きください。基本方針3でございます。基本方針3では、特にこれから町として大きな課題となる高齢者福祉と障害者差別解消法など新たな法律や制度が近年相次いでいる障害者支援について特に政策の柱としてございます。

住民の心身にわたる健康づくりを推進するため健康な生活の普及・指導を定着し生活習慣病や介護予防の充実を図り、保健指導や各種健診の体制強化並びに充実を推進いたします。高齢者が住みなれた地域で医療・介護並びに生活支援等のサービスを受けなが

ら、社会貢献と生きがいのある暮らしを推進するため介護サービスと高齢者福祉の充実を図ることとしてございます。

また、障害者の自立と社会参加を支援し生涯を通じて生活の安定を図るとともに、その障壁になる慣行や観念を取り除き障害者に対する配慮の周知並びに啓発を推進し、住民みずからも相互に支え合う意識の高揚や福祉ボランティアの確保・育成など社会福祉協議会を中心とした地域福祉の推進体制の充実と、あわせて生活困窮者ひとり親世帯への援助並びに自立支援を行うこととしてございます。

11ページをお開きください。基本方針4でございます。基本方針4では、近い将来南海トラフ巨大地震等の発生が予想され、防災に関しましては重要な課題となってきたことから、現行計画で重複のありました安心・安全のまちづくりと住みよいまちづくりを1つにまとめ、生活インフラの整備と防災についてを政策の柱として位置づけしてございます。

町内外の交流を活発化する広域幹線道路の整備促進、道路環境の整備を充実させ公共交通機関の維持と利便性向上を図るとともに、交通手段の確保について全国的な視点から多様な手法を取り入れ積極的に交通弱者の支援に努めることとしてございます。

また、定住を促進するための住宅の整備や宅地の販売、飲料水の安定的・効率的な供給のための水道施設の整備、環境を保全する下水道並びに浄化槽の普及についての支援や、ごみの減量化とリサイクル活動や環境美化運動など自然と調和した生活環境の創出を推進することとしてございます。特に住民の安全で安心な生活を推進するため、山地や河川の保全、防災対策並びに消防・救急体制の充実と消防団機能の強化、災害資機材の整備、避難場所の整備、自主防災組織の強化など災害弱者に配慮した支援体制を推進することとしてございます。

続いて12ページをお開きください。基本方針5でございます。基本方針5では、農林業の振興、商工業や観光の振興、創業支援と雇用の場の確保について政策の柱としてございます。

農地の保全と生産効率の向上に向けて農業経営者への支援や育成、生産技術の向上などをあわせて生産から流通への強化等による魅力的な農業基盤の確立の強化に努めるとともに、耕作放棄地の解消と担い手の育成により農家の農業生産の維持のための環境整備を進めることとしてございます。

定住を促進するための環境づくりに不可欠な商業機能を維持していくための支援と促

進に加え、企業・事業者の誘致にも取り組むこととしてございます。

観光振興では、紀美野町の豊かな自然や歴史・文化など最大限に活用した観光事業の推進と農業基盤を生かした農家民泊などの体験交流を通じて紀美野町の豊かな自然を大いに活用し定住促進事業への接続を強化するものでございます。

また、地域資源を生かしたコミュニティビジネスなどの取り組みの支援により地域の活性化と雇用につながる支援を行い産業振興、定住促進並びに観光交流事業を連携させ産業の担い手確保と定住者の雇用の創出に取り組むこととしてございます。

以上、簡単ではございますが説明とさせていただきます。

(企画管財課長 中谷昌弘君 降壇)

◎日程第2 議案第1号 専決処分の承認を求めることについて(紀美野町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について)

○議長(小椋孝一君) 日程第2、議案第1号、専決処分の承認を求めることについて(紀美野町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について)議題とします。

これから質疑を行います。

5番、田代哲郎君。

(5番 田代哲郎君 登壇)

○5番(田代哲郎君) おはようございます。それでは質疑に移らせていただきます。紀美野町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例で、働きながら育児や介護がしやすい環境整備を進めるための国家公務員に係る規定の改正に準じて、地方公務員の育児支援・介護支援に係る規定の改正に伴う条例の改正です。懸念するのは、全体に職員数が減っている状況で、周りに気兼ねするということが起こらないのかという懸念です。そうした環境整備について当局としてどう考えておられるのか、その辺のことをお聞かせください。以上です。

(5番 田代哲郎君 降壇)

○議長(小椋孝一君) 総務課長、細峪君。

(総務課長 細峪康則君 登壇)

○総務課長(細峪康則君) それでは田代議員の御質疑にお答えいたします。

職員数が減っている中で職員自体が気兼ねをするのではないかという御懸念でございますけども、うちの職員としては、そういうふうには思っていないと思っております。現

在、育児休業をとられている方も2名実際おるんですが、そういう適した環境をつくることもさらに重要だと考えておりますので、御理解いただきたいと思います。

(総務課長 細谷康則君 降壇)

○議長 (小椋孝一君) ほかに質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 (小椋孝一君) これで質疑を終わります。

これから議案第1号に対し討論を行います。反対討論を行います。

(「なし」の声あり)

○議長 (小椋孝一君) 賛成討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 (小椋孝一君) これで討論を終わります。

これから議案第1号、専決処分につき承認を求める件を採決します。本案は承認することに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 (小椋孝一君) 異議なしと認めます。したがって議案第1号、専決処分につき承認を求める件は承認することに決定いたしました。

◎日程第3 議案第2号 専決処分の承認を求めることについて(平成28年度紀美野町一般会計補正予算(第5号)について)

○議長 (小椋孝一君) 日程第3、議案第2号、専決処分の承認を求めることについて(平成28年度紀美野町一般会計補正予算(第5号)について)議題とします。

これから質疑を行います。

11番、美濃良和君。

(11番 美濃良和君 登壇)

○11番(美濃良和君) おはようございます。それでは若干お聞きしたいと思っております。今回の専決での補正でございますけれども、3点あるということで、1点目には光ケーブル、国道改修によるものなので、これについては了解なんですけれども、あとの2点についてお聞きしたいと思います。

1つは、財政調整基金の積立金1,300万減額になるということでありましてけれども、この辺についての理由お聞きしたいと思います。

それから民生費の児童福祉費の神野保育所です。これについては3歳児未満が施設が

足りないということで早急に何とかしてもらいたいという要望があって、私も以前このことについて申し上げたと思うんですけども、ただ現場はもう既に専決ですから段取りしてますけれども、現在の園舎の中の中庭につくるということになっていきますよね。これで要するに光を取り入れる採光が中庭に施設ができることによって足らなくなるんじゃないかということについて1点お聞きしたいと思います。

それから神野保育所については、現在建築されてから何年になるのか。そういうことでとりあえず3歳未満児の対策としては、早くやっていただけたということは了解するんですが、全体はどうなってくるのか、施設全体が古いというのは前から言われておったと思うんですけども、それについてどうなっていくのかもお聞かせいただきたいと思います。以上よろしくお願いします。

(11番 美濃良和君 降壇)

○議長 (小椋孝一君) 総務課長、細峪君。

(総務課長 細峪康則君 登壇)

○総務課長 (細峪康則君) 美濃良和議員の御質疑にお答えいたします。

私からは財政調整基金積立金1,323万6,000円減額しているということでございます。これは神野保育所の増改築工事の管理委託料、それから工事費の財源を生み出すためのものがございます。以上でございます。

(総務課長 細峪康則君 降壇)

○議長 (小椋孝一君) 保健福祉課長、湯上君。

(保健福祉課長 湯上ひとみ君 登壇)

○保健福祉課長 (湯上ひとみ君) 美濃議員の御質疑の神野保育所についてでございます。中庭につくるということでお話あった件につきましては、中庭にプレハブの設置で先生の部屋を確保するということです。建物の大きさにつきましては、少しゆとりというか今回大きなものを建てる予定がなくて、光についてはそこまで支障がないのではないかと当方では考えております。建設について3歳児未満、今回早い入所のために早く対応していただくために専決ということをお願いしてるわけですが、全体はどうなるかということにつきまして、今すぐにどうということは私もお話しできないかと思うんですけども、子供については全体に少なくなってきたて、まちづくりの対応によって少しは増加を推計しているところですけども、未満児保育についての希望が昔と比べてふえてきているという現状で、ある程度の人数につきましては今の体制でいけるのでは

ないかとは考えてるんですけども、根本的な改築や建物につきましては今後十分検討していかなければいけないのではないかと考えているところです。以上、答弁とさせていただきます。

建築の時期につきましては、確認しますのでしばらくお待ちください。

(保健福祉課長 湯上ひとみ君 降壇)

○議長 (小椋孝一君)                    しばらく休憩します。

休 憩

(午前 9時31分)

---

再 開

○議長 (小椋孝一君)                    休憩以前に引き続き会議を開きます。

(午前 9時32分)

○保健福祉課長 (湯上ひとみ君)                    大変申しわけございません。神野保育所の建築年月日は昭和50年8月でございます。また耐震工事につきましては平成23年度に行ってるものでございます。以上、答弁とさせていただきます。

○議長 (小椋孝一君)                    11番、美濃良和君。

○11番 (美濃良和君)                    何遍も申してるとおり早急な対応については感謝したいと思うんですけれども、財政調整基金の減額とあわせて早急にやらなきゃならんということで、補助金の申請をしなかったということであるかというふうに思うんですけれども、それから考えて本体のことについて検討ということなんですけれども、やはり古くなってきているところ、当然、課長が言われるように耐震工事はやってくれてるわけですけれども、耐震というのは要するに壊れないじゃなくて、壊れるのを緩くするということか、そういうもんだというふうに聞いているんです。基本的にやっぱり古い施設については考えていかなきゃならん、そういうことになると思います。いち早く対応していただいたことについては了解なんですけれども、全体について一度町長からの見解お聞きしておきたいと思えます。

○議長 (小椋孝一君)                    町長、寺本君。

○町長 (寺本光嘉君)                    美濃議員の再質問にお答えいたしたいと思えます。

神野保育所ですが、非常に施設自体が古くなっているということは承知の上でございます。そんな中で新しい園児を募集する期間が11月末なんです。そういうことから予

期しなかった未満児がふえてきたというふうなこともございまして、今回専決処分をお願いすると。これは議会にかけてすればいいんですが、やはり先に園児の対応というのがまず第1でございますんで、今回上程させていただいたところでございます。ただ、施設全体としては議員おっしゃられたように非常に古くなっている、そんな中で今後検討せざるを得ないだろうというふうに考えておりますので御理解賜りたいと思います。以上です。

○議長（小椋孝一君） ほかに質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小椋孝一君） これで質疑を終わります。

これから議案第2号に対し討論を行います。反対討論を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（小椋孝一君） 賛成討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小椋孝一君） これで討論を終わります。

これから議案第2号、専決処分につき承認を求める件を採決します。本件は承認することに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小椋孝一君） 異議なしと認めます。したがって議案第2号、専決処分につき承認を求める件は承認することに決定いたしました。

◎日程第4 議案第3号 紀美野町個人情報保護条例の一部を改正する条例について

○議長（小椋孝一君） 日程第4、議案第3号、紀美野町個人情報保護条例の一部を改正する条例について議題とします。

これから質疑を行います。

5番、田代哲郎君。

（5番 田代哲郎君 登壇）

○5番（田代哲郎君） 紀美野町個人情報保護条例の一部を改正する条例について質疑を行います。個人情報保護法とマイナンバー法の改正は、マイナンバー利用の推進に係る制度の改正で金融分野、それから医療分野などの利用範囲の拡大を目的としたものだと理解しています。例えば預金口座への付番であるとか特定健診保健指導に関する事務における利用、予防接種に関する接種履歴の提供など情報提供ネットワークシステ

ムを介してお互いの情報提供ができるようにとするための条例改正だと認識しています。

そういう認識を前提にして質疑いたします。第2条第3号中第2項の次で、これらの規定を番号利用法第26条において準用する場合を含むを加えるということで、番号利用法第26条というのは、特定個人情報ファイルを保有しようとする者に対する指針です。委員会は特定個人情報の適正な取り扱いを確保するため特定個人情報ファイルを保有しようとする者が云々ということで、それから2項としては、個人情報の保護に関する技術の進歩と国際的動向を踏まえ少なくとも3年ごとにとということで指針について再検討を加えるということの法律です。1つはこれらの規定を番号利用法第26条において準用する場合も含むことで運用面で具体的にどう変わるのかということを質疑いたします。よろしくをお願いします。

(5番 田代哲郎君 降壇)

○議長 (小椋孝一君) 総務課長、細峪君。

(総務課長 細峪康則君 登壇)

○総務課長 (細峪康則君) 田代議員の御質疑にお答えいたします。

番号法第26条に追加された条例事務による特定個人情報の提供を行う場合において、番号法の21条から規定している情報の求めの通知、それから22条に特定個人情報の提供義務や書面の提出義務の解除、それから同法23条には情報提供の記録、同法24条にも秘密の管理、同法25条にも秘密保持義務が準用されるというふうになっております。そういうことを念頭に置いてしっかりとやっていくというものでございます。以上、答弁とさせていただきます。

(総務課長 細峪康則君 降壇)

○議長 (小椋孝一君) 5番、田代哲郎君。

○5番 (田代哲郎君) 要するにセキュリティの法律に基づく条例だというふうに思います。2月17日の毎日新聞の記事で、静岡県湖西市は16日、昨年同市にふるさと納税した1,992人について別人のマイナンバーを記載して寄附者が住む自治体に通知していたと発表したということで、国の個人情報保護委員会によると一度に大量のマイナンバーが本人以外の第三者に漏えいしたのは2015年10月のマイナンバー制度開始以来最大規模で、マイナンバー法で定められた重大な事態に当たるということです。同市は自治体同士の間違いなので、個人情報が外部へ流出する可能性が低いというふうに述べてますけども、それにしてもそれだけのマイナンバーが漏れてしまうという

のは大変なことだと思います。その理由として同市の総務部長はことしから通知にマイナンバーを記載しなければならなくなり事務作業がふえたためにというふうに釈明しています。こういうことは、事務作業がふえていけばどこの自治体でも起こり得ることだというふうに懸念しますが、そのあたりのセキュリティについてどうなのかをお願いします。

○議長（小椋孝一君） 総務課長、細峪君。

○総務課長（細峪康則君） 議員おっしゃるとおり、漏えい防止というのが非常に重要なことでありまして、管理とか必要な措置というのは徹底していかなければならないと考えております。特に物理的な措置として必要なのは保管庫の施錠であるとか立ち入りを制限する、一般の人が立ち入らないようにするとか、それから防災といいますか、弱いものに入れておかないで、しっかりと強いものに入れておくとか、あと技術的なものとしてはできるだけ情報を暗号化するとか、これはセキュリティでは難しい問題かと思うんですけど、システム的にはそういうことも必要ですし、また組織的な措置としては、職員に対する研修であるとか教育、安全体制の確立等を考えておりまして、当町として整備しているところでございます。こういうことを踏まえて、さらなる情報が漏えいしないような環境を整えていきたいと考えております。以上、御質疑の答弁とさせていただきます。

○議長（小椋孝一君） 5番、田代哲郎君。

○5番（田代哲郎君） 問題になっている湖西市の場合でも、通知書類の作成を職員3人が担当して表計算ソフトでデータを管理したんですが、寄附者の居住自治体別に表を並べかえた際、この表にずれが生じた。それで全部違うナンバーを通知してしまった。これは自治体同士で相手側から間違いが指摘されて初めてわかったということで、懸念するのはこういうふうに医療関係からマイナンバーの利用範囲を非常に広がっていくと、仕事の量がふえて広がっていくということと、職員の体制はどうかということ、いわゆる育児休業のところでも申し上げましたけど、仕事の量がふえるのに職員の数が減ってきているという状況があるので、システムを幾ら完璧にしておっても、それを操作するのは職員がやるわけで、仕事がふえればふえるほどミスが起こりやすい環境になってくるというのは避けられないと思うんです。人間が行うことである以上、必ず間違いが起こるというふうに考えておかないと、100%それを保てる保証というのはあるのかということになってくると非常に問題が起こると思います。そういう状況でセキュリ

ティが保てる保証というのをどういうふうにしていくのかということ考えて聞かせてほしいと思います。以上です。

○議長（小椋孝一君） 総務課長、細峪君。

○総務課長（細峪康則君） 田代議員の再々質疑にお答えいたします。

仕事の量がふえる、そしたらやはり漏えいする率が高くなるというような御質疑だったと思います。これはうちとしましては、さらなるチェック体制という部分でチェックをかけていかない限り目的は達成していかないものだと考えております。さらなるチェック体制の充実といいますか、そういう環境に努めてまいりたいと考えております。以上、再々質疑の答弁とさせていただきます。

○議長（小椋孝一君） ほかに質疑はございませんか。

11番、美濃良和君。

（11番 美濃良和君 登壇）

○11番（美濃良和君） 関連して少しお聞きしたいんですけども、田代議員の質疑の中で、ふるさと納税というのは本来は自分がお世話になった自治体に、今は違うところに住んでるけれども税金を納めたいということでやったものが本来だと思うんですが、最近ではお返しのものでどうであるかということで非常に範囲が広がってきています。ですからうちの町民の方も、よその自治体でこんなものがお返しに来ることからされる方もあるかとも思います。そうなるまいりますと、このような状況になるんですけども、本来はそういうことに対してマイナンバーをつける必要があるのかどうか、基本的にそれはどうであるかですね、なければならぬというふうなことは恐らく総務省とかそういうところは言っていないのではないかというふうに思いますけれども、その辺についてお聞きしたいと思います。

それから職員がだんだんと減っていくということについては合併の結果、今後交付税が減っていったりする中で、職員についても数が減っていくとかいうふうな形になっていかざるを得ないというふうに思うんですけども、風呂敷残業とよく言われますけれども、うちに持って帰って仕事すると、これはしてはならぬということになって思うんですけども、そういうことでUSBに入れて帰ると、そんなことに対してどうであるか。残業についても今は規制がされてきていると思います。そのこと自体はいいんですけども、職員が減りこういうふうな新たな仕事がふえてくる中で、町としてはどのような対応を考えておられるのかお聞きしておきたいと思います。

( 1 1 番 美濃良和君 降壇)

○議長 (小椋孝一君) 総務課長、細峪君。

(総務課長 細峪康則君 登壇)

○総務課長 (細峪康則君) 美濃良和議員の御質疑にお答えいたします。

まずふるさと納税の関係のお話がありました。ふるさと納税のワンストップ特例制度というのがありまして、それでは寄附を受けた自治体が寄附者が住んでいる自治体に対して寄附分の税を控除するように通知することになっているということで、ここにはマイナンバーが必要であるというふうに認識しております。

それから職員がUSBなどを持ち出して家で仕事するとかいうことはないのかという御質問であったかと思いますが、そういう職場での情報を持ったものに関してはUSBのみならずペーパーでありましても原則禁止しております。役場内で仕事をするということにしておりますので、御安心いただきたいと思います。

(総務課長 細峪康則君 降壇)

○議長 (小椋孝一君) 1 1 番、美濃良和君。

○1 1 番 (美濃良和君) 残業等については、町のほうでそういうふうに努めてくれるということなので了解したいと思うんですけども、ふるさと納税に対してその方が住んでられる自治体に対して、こういう方がということで、税の問題で返さなきゃならんと、それに課長はマイナンバーが必要なんだということで答弁があったんですけども、マイナンバーがなければ絶対にできないということではないんじゃないでしょうか。税務署の申告についてもマイナンバーはなければならぬということにはなっていないですよ。そういうふうに税とマイナンバーは、どうしても一体のものにならんというふうに思うんですけども、そのところがなければ、こういうふうなやりとりしなくともいいと思うんですけども、その辺についてもう一度お聞きしたいと思います。

○議長 (小椋孝一君) しばらく休憩します。

休 憩

(午前 9時54分)

---

再 開

○議長 (小椋孝一君) 休憩以前に引き続き会議を開きます。

(午前 9時55分)

- 議長（小椋孝一君） 町長、寺本君。
- 町長（寺本光嘉君） 美濃議員の再質疑でございますが、後ほど税務に関しましては税務課長のほうから答弁させますが、今回の上程している案件につきましては改正案ということでございますので、マイナンバーがいいか悪いかという審議ではございませんので、ひとつ御理解を賜りたいと。そしてまた税のほうの取り扱いについては税務課長のほうから答弁させます。以上です。
- 議長（小椋孝一君） 税務課長、西岡君。
- 税務課長（西岡秀育君） 美濃議員のおっしゃったとおり税につきましては、個人番号、マイナンバーの記載がなくても受付はできます。ただし、現在については本年からマイナンバーの記載を御指導させていただいてるところでございます。申告会場におきましても、ことしの申告会場は個室方式としておりますのでよろしくお願い申し上げます。
- 議長（小椋孝一君） ほかに質疑ございませんか。
- （「なし」の声あり）
- 議長（小椋孝一君） これで質疑を終わります。
- これから議案第3号に対し討論を行います。
- 反対討論を行います。
- 5番、田代哲郎君。
- （5番 田代哲郎君 登壇）
- 5番（田代哲郎君） 住民に対するマイナンバーカードの交付が始まってから1年余りになります。安倍政権はカードの利便性の宣伝に力を入れ普及を促しますが、希望者数はほとんど頭打ちです。この仕組みが住民にとって不必要で不安が強いものであることを浮き彫りにしています。それなのに政府はマイナンバーを使える対象を広げることばかりに熱を上げています。マイナンバーの発行業務でも全国的に管理運営するシステムのトラブルがたびたび発生し、実務を担う地方自治体の窓口では混乱したところも少なくありません。多額の税金を投じたシステムが動き出した途端、不調に陥ったこと自体マイナンバーの仕組みへの疑念を深めるものです。カードも2016年度末まで3,000万枚の発行を見込みましたがカードを取得した人は3分の1にも届かず、国内人口の8%程度と低迷しています。国民が制度の利便性を感じるより、むしろ不安が大きいことの反映と言えます。

しかし、安倍政権は推進へのでこ入ればかりに熱心です。17年度予算案では総務省がカード500万枚の追加発行など利活用推進へ約230億円を計上しました。厚生労働省もマイナンバーを医療分野で利用することをにらんだシステム構築などで240億円余りを盛り込みました。不安に応えず理解と納得がないまま次々と税金をつぎ込み、なし崩し的にカードの利用分野を広げることは国民の願いに逆らうものです。

昨年、一昨年125万件の個人情報漏れて大問題になった日本年金機構でも1月からマイナンバーが使われるようになったことに国民は危惧を抱いています。住民税の徴収事務めぐり地方自治体が事業所に従業員のマイナンバーを知らせるやり方にも自治体・住民の双方から情報漏えいのリスクを指摘する声が挙がっています。マイナンバーは徴税強化と社会保障費抑制の手段として国、財界の都合で導入されたものです。紀美野町は法律に従って条例を改正するものですが、国民に弊害ばかりをもたらすマイナンバーは中止し、廃止へ向け見直すことが必要だと私たちは考えています。したがってこの条例改正案には反対いたします。以上です。

(5番 田代哲郎君 降壇)

○議長 (小椋孝一君) 賛成討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 (小椋孝一君) 反対討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 (小椋孝一君) 賛成討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 (小椋孝一君) これで討論を終わります。

これから議案第3号を採決します。この採決は起立によって行います。

議案第3号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(起立多数)

○議長 (小椋孝一君) 起立多数です。したがって議案第3号は原案のとおり可決されました。

◎日程第5 議案第4号 紀美野町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例について

○議長 (小椋孝一君) 日程第5、議案第4号、紀美野町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例について議題とします。

これから質疑を行います。

5番、田代哲郎君。

(5番 田代哲郎君 登壇)

○5番(田代哲郎君) これは同じように関連条例の改正なんで一緒に審議しても  
と思ったんですが、別々の議案になってるんで質疑いたします。

利用法第19条、特定個人情報の提供の制限というものがあります。何人も次の各号  
のいずれかに該当する場合を除き特定個人情報の提供はしてはならないという法律で、  
その条例第1条及び5条中の第9号と第10号を入れかえるということですが、第9号  
というのは地方公共団体の機関が条例で定めるところにより当該地方公共団体の他の機  
関にその事務を処理するために必要な程度で特定個人情報を提供するときということに  
なってます、一般的になるんですけど10項になってくると具体的になってきまして、  
社債、株式等の振替に関する法律第2条第5項に規定する振替機関等が同条第1項に規  
定する社債等の発行または他の振替機関等に対して、これらの者は使用に係る電子計算  
機を相互に電気通信回線で継続し云々といっぱい事例が具体的に並べてあります。

第1条及び第5条中の第9号を第10号に入れかえることで個人番号保護条例の運用  
がどう変わるのか、その点につきまして1点だけお伺いします。

(5番 田代哲郎君 降壇)

○議長(小椋孝一君) 総務課長、細峪君。

(総務課長 細峪康則君 登壇)

○総務課長(細峪康則君) 田代議員の御質疑にお答えいたします。

ただいま法第19条の特定個人情報の提供の制限というところで御質疑があったかと思  
います。これには番号法第9条第8号の追加というのがございまして、これは地方公  
共団体が条例により独自にマイナンバーを利用する場合、これを条例事務というんです  
けれども、条例事務においても情報提供ネットワークシステムを利用した情報連携が可  
能となるというのが第8号に入ります。それによって号ずれが生じまして、これはそ  
そも番号法第19条の8号の追加、すなわち条例事務の情報ネットワークシステム利用  
可能というところから動いてきておるものでございます。具体的にはどういうものであ  
るかというようなお話であったかと思うんですが、現行では行政手続における特定の個  
人を識別するための番号の利用等に関する法律で定められているものにおいてのみ情報  
ネットワークシステムを利用した特定個人情報の提供が認められております。これが平

成29年5月30日施行の番号法第19条第8号には、ただいま申しましたとおり地方公共団体が条例により独自にマイナンバーを利用する場合は情報ネットワークシステムを利用した情報連携を可能とするものが追加されるというものでございます。

社会保障制度に関する各種の手続をする際には、依然として課税証明とか所得証明を初めさまざまな証明書の提出の必要がございます。手続する個人としましては、あらかじめ各機関に向いてこれらの証明書をそろえた上で窓口まで持っていかなくてはならず大変負担となっておりますというところです。具体的な例といいますか、当町においても医療費の助成とか、そういうものに対してある町から転入されてきたときは、もとの町の課税証明なりを持って手続しに来ていただくんですけど、そういう添付書類の必要が今後はなくなるという住民の利便性が向上するというふうに考えております。以上、御質疑の答弁とさせていただきます。

(総務課長 細峪康則君 降壇)

- 議長 (小椋孝一君) 5番、田代哲郎君。
- 5番 (田代哲郎君) 情報提供ネットワークシステムを介して提供できる情報とかデータとか、例えばここに書いてあるのは振替とか、いわゆる金融機関とのやりとりもできると、社債等の振替を行うための口座が記録されたものを利用して同法または同法に基づく命令の規定により社債等の振替を行うための口座の開設を受ける者がというのは、法律にはそういうあれもありますんで、要するに提供できるデータ、それから取得できるデータがふえると情報提供システムを介してできるということで非常にセキュリティ上も負担になるということもあると思いますけども、そういうことだと理解してよろしいでしょうか。
- 議長 (小椋孝一君) 総務課長、細峪君。
- 総務課長 (細峪康則君) 確かにいろいろな情報がやりとりできる状況にありましては、やはり漏えいとかそういう問題が懸念される場所でございます。ですが、このネットワークシステムを使うに当たっては、情報照会者とか提供者というのは規定されている機関でないとは使うことはできない、それは規定されているものでございます。その機関からどういう情報をとれるか、照会できる情報というのも当然規定されておるものです。住民票であるとか年金であるとか医療・介護、福祉、税そういうものしか当然とることはできないので、そういうセキュリティを強化する、そして必ず履歴を残していくと、過去7年間分ぐらいの記録を残すというふうに認識はしてるんですけども。

そして記録を本人も見ることができるマイナポータル、そういう愛称がつけられてるものでも確認ができるというようなことも聞いておるので、さらなる情報がやりとりしやすくなるがゆえにセキュリティのほうも強化していかなければいけないというふうに考えております。以上です。

○議長（小椋孝一君） ほかに質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小椋孝一君） これで質疑を終わります。

これから議案第4号に対し討論を行います。

反対討論を行います。

5番、田代哲郎君。

（5番 田代哲郎君 登壇）

○5番（田代哲郎君） さきの個人情報保護条例と全く一緒の立場なんで、同じことになります。今の安倍政権というのは利便性の宣伝に力を入れてマイナンバーの普及を促しますが、先ほども反対討論で述べましたようにカードの希望者数が頭打ちになってます。この仕組みが住民にとって不必要で不安が強いものであることを浮き彫りにしています。ですけど政府はマイナンバーを使える対象を今答弁にもあったように、かなり広げることばかりに熱を上げています。だから今、法律にある分からもっともっと広がってくるだろうというふうに思います。先日、後期高齢者の広域連合の和歌山県の議会が開かれたんですけど、そこでも医療保険対応の中間サーバーをつくるというための分担金という予算が出てました。そういうふうにどんどん広がっていくだろうと思います。マイナンバーは徴税強化というか税金をかけるには非常に行政側から見れば便利なものだろうと思いますけど、そういうことをもとにして国、財界の都合で導入されてきたものです。紀美野町は法律がそうなるんで、法律が変わったんで法律に従って条例を改正するものですが、私たちは国民に弊害ばかりもたらすマイナンバーは中止し、廃止に向けて見直すことが必要だと思っています。したがってこの条例改正案には賛成できず反対いたします。以上です。

（5番 田代哲郎君 降壇）

○議長（小椋孝一君） 賛成討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小椋孝一君） 反対討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 (小椋孝一君) 賛成討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 (小椋孝一君) これで討論を終わります。

これから議案第4号を採決します。この採決は起立によって行います。

議案第4号は原案のとおり決定することに賛成の方の起立を願います。

(起立多数)

○議長 (小椋孝一君) 起立多数です。したがって議案第4号は原案のとおり可決されました。

◎日程第6 議案第5号 紀美野町職員定数条例の一部を改正する条例について

○議長 (小椋孝一君) 日程第6、議案第5号、紀美野町職員定数条例の一部を改正する条例について議題とします。

これから質疑を行います。

(「なし」の声あり)

○議長 (小椋孝一君) これで質疑を終わります。

これから議案第5号に対し討論を行います。反対討論を行います。

(「なし」の声あり)

○議長 (小椋孝一君) 賛成討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 (小椋孝一君) これで討論を終わります。

これから議案第5号を採決します。本案は原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 (小椋孝一君) 異議なしと認めます。したがって議案第5号は原案のとおり可決されました。

◎日程第7 議案第6号 紀美野町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について

○議長 (小椋孝一君) 日程第7、議案第6号、紀美野町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について議題とします。

これから質疑を行います。

(「なし」の声あり)

○議長(小椋孝一君) これでは質疑を終わります。

これから議案第6号に対し討論を行います。反対討論を行います。

(「なし」の声あり)

○議長(小椋孝一君) 賛成討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(小椋孝一君) これで討論を終わります。

これから議案第6号を採決します。本案は原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(小椋孝一君) 異議なしと認めます。したがって議案第6号は原案のとおり可決されました。

◎日程第8 議案第7号 紀美野町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例について

○議長(小椋孝一君) 日程第8、議案第7号、紀美野町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例について議題とします。

これから質疑を行います。

5番、田代哲郎君。

(5番 田代哲郎君 登壇)

○5番(田代哲郎君) 報酬及び費用弁償条例でいろいろ中のあれが変わってますけど、職務内容はどうなるのか、変わるのか、その点についてお伺いいたします。

(5番 田代哲郎君 降壇)

○議長(小椋孝一君) 保健福祉課長、湯上君。

○保健福祉課長(湯上ひとみ君) 田代議員の御質疑の職務内容が変わるのかということの保健福祉課の関係の障害支援区分認定審査会委員と保健対策推進協議会委員について御説明させていただきます。

障害支援区分認定審査会委員につきましては、従来障害程度区分認定ということを実施していましたが、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律、いわゆる障害者総合支援法にかわり従来の認定が障害支援区分に変更されたものです。これは26年4月に改正すべきところ、改正漏れなんですけれども、認定につきましては同

じょうな形の審査会を開き、それにのっとった審査をしていただいているところです。

もう1点、保健対策推進協議会委員につきましては、条例制定時に保健を健康と誤っておりまして、大変遅くなって申しわけなかったんですけども、やっていただく内容につきましては健康づくりを推進するための検討ということで、内容につきましては変更ございませんので御了承いただきたいと思えます。以上、答弁とさせていただきます。

○議長（小椋孝一君） 教育次長、前田君。

（教育次長 前田勇人君 登壇）

○教育次長（前田勇人君） 私からは田代議員御質疑の部分でございます社会教育指導員及び児童厚生員並びに公民館主事を削るということでございます。これにつきましては、現在非常勤ではなくして常勤的な雇用をいうものを行っているためのものございまして、この条例の中から削除するというものでございまして、職務内容は一つも変わらないということでございます。

それからもう1点でございますが、外国人語学指導主事というのがございますが、これは助手の間違いでございますので、この部分を訂正させていただきたいと思えますのでよろしくお願いたします。以上、答弁とさせていただきます。

（教育次長 前田勇人君 降壇）

○議長（小椋孝一君） ほかに質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小椋孝一君） これで質疑を終わります。

これから議案第7号に対し討論を行います。反対討論を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（小椋孝一君） 賛成討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小椋孝一君） これで討論を終わります。

これから議案第7号を採決します。本案は原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小椋孝一君） 異議なしと認めます。したがって議案第7号は原案のとおり可決されました。

◎日程第9 議案第8号 紀美野町職員特殊勤務手当条例の一部を改正する条例について

○議長（小椋孝一君） 日程第9、議案第8号、紀美野町職員特殊勤務手当条例の一部を改正する条例について議題とします。

これから質疑を行います。

5番、田代哲郎君。

（5番 田代哲郎君 登壇）

○5番（田代哲郎君） 紀美野町職員特殊勤務手当条例の一部を改正する条例で、第12条中の文言で1当務400円というふうになってますが、この当務という言葉が余り聞いたことがないので、どういう意味なのか答弁をお願いします。

（5番 田代哲郎君 降壇）

○議長（小椋孝一君） 田代議員、できるだけお願いしますという文言はやめてください。

消防長、家本君。

（消防長 家本 宏君 登壇）

○消防長（家本 宏君） 田代議員の御質疑にお答えいたします。

1当務という解釈ということでございますが、夜間に勤務に従事するという御理解願いたいと思います。厳密にいきますと、22時から午前5時までの間ということでございます。以上、答弁とさせていただきます。

（消防長 家本 宏君 降壇）

○議長（小椋孝一君） ほかに質疑ございませんか。

11番、美濃良和君。

（11番 美濃良和君 登壇）

○11番（美濃良和君） 消防の広域化に伴って指令業務ですけど、その分について紀美野町の職員もそこに派遣されるというふうなことで説明あったかというふうに思うんですけども、今400円という金額についての根拠と、それによって十分にその仕事に対しての報酬となるんかどうか、その辺について聞きたいと思います。

（11番 美濃良和君 降壇）

○議長（小椋孝一君） 消防長、家本君。

（消防長 家本 宏君 登壇）

○消防長（家本 宏君） 美濃良和議員の御質疑にお答えいたします。

当勤務手当に関しましては御承知のとおり平成27年4月から和歌山広域消防指令セ

ンターにおいて和歌山市消防局、那賀消防組合、海南市消防本部、そして当町消防本部の4消防本部で指令業務を共同運用しているところでございまして、他3消防本部とも整合性を図るための提案でございます。400円の根拠ということでございますが、那賀消防組合の勤務手当と同様の金額ということで、この金額を設定させていただいたところでございます。以上、御理解を賜りますようよろしくお願いいたします。

(消防長 家本 宏君 降壇)

○議長 (小椋孝一君) 11番、美濃良和君。

○11番 (美濃良和君) 各消防署のほうから人が集まってきて、仕事をしていくという関係で合わすという答弁はわかります。ここにうちの町の職員も行くについて、400円がその那賀に合わすということなんですけれども、その職員の仕事とか、行かなきゃならんわけでしょ、和歌山市の消防署がなると言いましたよね、統合された、そこに行って仕事をするということについて、その全体に対するこの金額が、当然給料は支払われていると思うんですけども、それに400円足して十分であるんかどうか、うちの町の消防署においてする業務と、要するに和歌山へ行って業務するわけなんですけれども、それがプラス400円で引き合うんかどうか。その辺のところについて、もう一度お聞きしたいと思います。

○議長 (小椋孝一君) 消防長、家本君。

○消防長 (家本 宏君) 美濃良和議員の再質疑にお答えいたします。

業務的には他署の職員と全く何ら変わりのない業務でございます。当町職員のみが過重な勤務をしているといったようなこともございませぬし、これで同等というふうに判断してございます。以上、答弁とさせていただきます。

○議長 (小椋孝一君) 11番、美濃良和君。

○11番 (美濃良和君) ちょっとニュアンスが違うんですけども、要するにうちの職員がここでやる仕事、それからローテーションというんかシフトになるんかその辺はよくわかりませんが、和歌山に行って仕事すると。だから当然交通費も違えば、かかるということもなってくると思うんですけども、そこでやる仕事に対する、那賀に合わすということなんですけれども、うちでやる1日の勤務の報酬と和歌山まで行ってやる仕事は違いがないのかどうか、そこら辺、行かなきゃならない職員の負担になってないかどうかについてお聞かせいただきたいという質疑だったんですが、もう一度お願いします。

○議長（小椋孝一君） 消防長、家本君。

○消防長（家本 宏君） 美濃良和議員の再々質疑にお答えさせていただきます。

当然のことながら職員の負担となるような形態は回避すべきであるというようなことで、通常当消防本部のみで司令室業務に従事する場合には、こういった手当等全くございませんでしたが、そういった広域指令センターの中で他署の職員とともに同様の業務を行うといったようなことから、遜色なきようにという配慮のもとに今回このような御提案をさせていただいた次第でございますので御理解賜りたいと思います。以上、答弁とさせていただきます。

○議長（小椋孝一君） ほかに質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小椋孝一君） これで質疑を終わります。

これから議案第8号に対し討論を行います。反対討論を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（小椋孝一君） 賛成討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小椋孝一君） これで討論を終わります。

これから議案第8号を採決します。本案は原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小椋孝一君） 異議なしと認めます。したがって議案第8号は原案のとおり可決されました。

◎日程第10 議案第9号 紀美野町税条例等の一部を改正する条例について

○議長（小椋孝一君） 日程第10、議案第9号、紀美野町税条例等の一部を改正する条例について議題とします。

これから質疑を行います。

5番、田代哲郎君。

（5番 田代哲郎君 登壇）

○5番（田代哲郎君） 税条例等の一部を改正する条例について、非常に難解な条例改正案なんで、私なりにいろいろ調べてまとめたんですが、1つは寄附金税額控除で和歌山県内に事務所を有する日本赤十字社の支部に対する寄附が控除の対象となると、

これが第1点で、次に住宅ローン減税が2年間延長されたことに伴う条例の改正、それから軽自動車税の税率の特例ということで、エコカー減税が基準が厳しくなったんですけど、この3月31日で廃止されるはずだったエコカー減税が1年間延長に伴う条例改正、それから町民税の法人税率の税率を9.7%から6%に引き下げのための条例改正、自動車取得税が廃止されることに伴う環境により自動車の普及を促進するためとして新たに環境性能割が自動車の購入時に課税されるということ、従来の軽自動車税は種別割として従前どおり毎年課税されると、こういうことだというふうに理解していますが、1点だけお伺いしたいのは、自動車取得税が廃止されることに伴い税制の仕組みが具体的にどう変わるのか、環境性能割と種別割ということになるということですが、税制の仕組みがどう具体的に変わるのかについて答弁を求めます。

(5番 田代哲郎君 降壇)

○議長(小椋孝一君) 税務課長、西岡君。

○税務課長(西岡秀育君) それでは田代議員の御質疑にお答えいたします。

田代議員は非常によく勉強されていると感じております。ありがとうございます。自動車取得税というのは本来は県税でございまして、32年度からの課税につきましては、田代議員がおっしゃったとおり今の軽自動車税が種別割という名目が変わることになります。そして自動車取得税は県税でございまして、32年度からは環境性能割という名前に変わって、環境性能割につきましては従来の取得税と同じように購入時1回のみの課税となります。現行におきましての税率につきましてはエコカー減税もございまして、平成32年の燃費基準適用については現在は0.8%、そして来年、再来年という形で1.6%に上がる予定にはなっておりますが、環境性能割の導入時には32年適用車については1.0%と減税になってまいります。当然御承知かと思いますが、自動車取得税は65%が市町村の交付金という形でされますが、今回の環境性能割を設けることによって現行のとおり県がその徴収義務を代行してくれるということで手数料5%支払って95%が市町村に入るという形になっておりますので御理解賜りたいと存じます。

○議長(小椋孝一君) ほかに質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(小椋孝一君) これで質疑を終わります。

これから議案第9号に対し討論を行います。反対討論を行います。

(「なし」の声あり)

○議長（小椋孝一君） 賛成討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小椋孝一君） これで討論を終わります。

これから議案第9号を採決します。本案は原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小椋孝一君） 異議なしと認めます。したがって議案第9号は原案のとおり可決されました。

しばらく休憩します。

休 憩

（午前10時35分）

---

再 開

○議長（小椋孝一君） 休憩以前に引き続き会議を開きます。

（午前10時45分）

◎日程第11 議案第10号 紀美野町介護保険条例の一部を改正する条例について

○議長（小椋孝一君） 日程第11、議案第10号、紀美野町介護保険条例の一部を改正する条例について議題とします。

これから質疑を行います。

5番、田代哲郎君。

（5番 田代哲郎君 登壇）

○5番（田代哲郎君） 介護保険については、国保税のような特別控除が今までなかったんで、その特別控除を新たに加えるということだと思うんですが、議案説明のときにさらっと説明してくれたんで本人の希望で得た所得ではなくということ、具体的に1つ事例を挙げてもう一度説明していただけたらと思い、説明を求めます。

（5番 田代哲郎君 降壇）

○議長（小椋孝一君） 税務課長、西岡君。

○税務課長（西岡秀育君） 田代議員の御質疑にお答えいたします。

具体的な事例というお問い合わせでございましたが、特別控除、租税特別措置法の説明を具体的な説明でさせていただきたいと思っております。

議案書 36 ページのかがみのところの下から 5 行目からの説明で、租税特別措置法 3 条 4 項第 1 項第 2 号につきましては収用・交換、公共用地の道路であるとか収用・交換のための控除が最大 5,000 万まで受けられます。その次の 34 条第 1 項につきましては、特定土地区画整理事業や被災地の防災集団移転促進事業のために土地を譲渡した場合は最大 2,000 万、その次の 34 条 2 の第 1 項につきましては、特定住宅造成事業のための土地を譲渡した場合は最大 1,500 万の特別控除の枠がございます。34 条の 3 第 1 項の農地保有合理化のための農地を売却した場合には最大 800 万円という特別控除の枠がございます。35 条の第 1 項、居住用財産を譲渡した場合には最大 3,000 万円の特別控除がございます。35 条 2 の第 1 項につきましては、特定土地で平成 21 年及び 22 年に取得した土地であって所有期間が 5 年を超えるものを譲渡した場合は最大 1,000 万円の特別控除がございます。

元来の介護保険法については、特別控除前において課税いたしておりましたが、この控除を適用することによって特別控除を差し引いた金額での所得の計算となります。例えば 3,000 万円で収用がかかりましたよという場合には 5,000 万円までの適用が受けられますので、その土地、用途に対しては 3,000 万円の控除をし、その他の所得、分離課税以外の所得についての課税の対象というふうになるというふうに御理解いただければよろしいかと思えます。以上で答弁とさせていただきます。

○議長（小椋孝一君） ほかに質疑ございませんか。

11 番、美濃良和君。

（11 番 美濃良和君 登壇）

○11 番（美濃良和君） 公共のために用地を町民が土地を放す場合に、それぞれいろいろな形で控除があるということについてはわかったんですが、以前美里町の時代の話で申しわけないんですが、これをされずに多額の税金を町民が払うと、そういうふうなことになった事例があるんですけども、そのときの裁判でですね、とんでもない判決だと思うんですが、要するに税金というのは申告納税制度だと、だからこのような控除という有利な控除があるならば自分で町のほうに申請を、控除の申告用紙をもらって添付せよと、こういうふうなことを言われてるんですけども、大体そういうようなことについて個人の町民の方はほとんどよくわからないというのが実態だと思うんです。ですからこういうふうなところで、町のほうに土地を売ってくれた方に対して町としてその方に対する控除のための証明書というんですか、そういうものが添付されるべきだ

と思うんですけども、その点について確認しておきたいと思います。

(11番 美濃良和君 降壇)

○議長 (小椋孝一君) 建設課長、井村君。

(建設課長 井村本彦君 登壇)

○建設課長 (井村本彦君) 美濃議員の御質疑にお答えさせていただきます。

公共用地を取得した場合の通常5,000万円控除と呼ばれておる収用の証明書等々の発行の件についてだと思うんですけども、それに関しては事前に説明させていただき、そしてまた税務署等との協議を行い、契約、支払い完了後にはその相手方に御説明させていただき、申告のときにこの書類を持って申告してくださいということを説明して、郵送もしくは手渡しさせていただいておりますのでよろしくお願いいたします。以上、答弁とさせていただきます。

(建設課長 井村本彦君 降壇)

○議長 (小椋孝一君) 11番、美濃良和君。

○11番 (美濃良和君) 建設課長の答弁よくわかったんですけども、この用地というのは単に道路だけではなくて、町営住宅とかいろいろなものがあります。それぞれ担当のほうでそういうような措置をとっていただくということについてはそれでよろしいんですか、確認ですけどもお願いいたします。

○議長 (小椋孝一君) 副町長、小川君。

○副町長 (小川裕康君) ただいま道路関係ということで建設課長から御答弁申し上げましたけれども、それ以外に公共用地というのは学校とかいろいろございます。同じように租税特別措置法の適用が受けれるそういうものについては、同じような形で書類をその個人にお渡しして、同じような手続をとっていただいているということでございます。以上です。

○議長 (小椋孝一君) ほかに質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 (小椋孝一君) これで質疑を終わります。

これから議案第10号に対し討論を行います。反対討論を行います。

(「なし」の声あり)

○議長 (小椋孝一君) 賛成討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（小椋孝一君）　　これで討論を終わります。

これから議案第10号を採決します。本案は原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小椋孝一君）　　異議なしと認めます。したがって議案第10号は原案のとおり可決されました。

◎日程第12　議案第11号　指定管理者の指定について（紀美野町雨山水辺公園）

○議長（小椋孝一君）　　日程第12、議案第11号、指定管理者の指定について（紀美野町雨山水辺公園）を議題とします。

これから質疑を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（小椋孝一君）　　これで質疑を終わります。

これから議案第11号に対し討論を行います。反対討論を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（小椋孝一君）　　賛成討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小椋孝一君）　　これで討論を終わります。

これから議案第11号を採決します。本案は原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小椋孝一君）　　異議なしと認めます。したがって議案第11号は原案のとおり可決されました。

◎日程第13　議案第12号　紀美野町過疎地域自立促進計画の変更について

○議長（小椋孝一君）　　日程第13、議案第12号、紀美野町過疎地域自立促進計画の変更について議題とします。

これから質疑を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（小椋孝一君）　　これで質疑を終わります。

これから議案第12号に対し討論を行います。反対討論を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（小椋孝一君） 賛成討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小椋孝一君） これで討論を終わります。

これから議案第12号を採決します。本案は原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小椋孝一君） 異議なしと認めます。したがって議案第12号は原案のとおり可決されました。

◎日程第14 議案第13号 辺地総合整備計画の変更について

○議長（小椋孝一君） 日程第14、議案第13号、辺地総合整備計画の変更について議題とします。

これから質疑を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（小椋孝一君） これで質疑を終わります。

これから議案第13号に対し討論を行います。反対討論を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（小椋孝一君） 賛成討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小椋孝一君） これで討論を終わります。

これから議案第13号を採決します。本案は原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小椋孝一君） 異議なしと認めます。したがって議案第13号は原案のとおり可決されました。

◎日程第15 議案第14号 公平委員会委員の選任の同意について

○議長（小椋孝一君） 日程第15、議案第14号、公平委員会委員の選任の同意について議題とします。

これから質疑を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（小椋孝一君） これで質疑を終わります。

これから議案第14号に対し討論を行います。反対討論を行います。

(「なし」の声あり)

○議長(小椋孝一君) 賛成討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(小椋孝一君) これで討論を終わります。

これから議案第14号、公平委員会委員の選任の同意を求める件について採決します。

この採決は起立によって行います。

本件はこれに同意することに賛成の方の起立を願います。

(起立多数)

○議長(小椋孝一君) 起立多数です。したがって議案第14号、公平委員会委員の選任の件は同意することに決定いたしました。

◎日程第16 議案第15号 教育委員会委員の任命の同意について

○議長(小椋孝一君) 日程第16、議案第15号、教育委員会委員の任命の同意について議題とします。

これから質疑を行います。

(「なし」の声あり)

○議長(小椋孝一君) これで質疑を終わります。

これから議案第15号に対し討論を行います。反対討論を行います。

(「なし」の声あり)

○議長(小椋孝一君) 賛成討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(小椋孝一君) これで討論を終わります。

これから議案第15号、教育委員会委員の任命の同意を求める件を採決します。この採決は起立によって行います。

本件はこれに同意することに賛成の方の起立を願います。

(起立多数)

○議長(小椋孝一君) 起立多数です。したがって議案第15号、教育委員会委員の任命の件は同意することに決定いたしました。

以上で本日の日程は全部終了いたしました。

しばらく休憩します。

休 憩

(午前 1 1 時 0 0 分)

---

再 開

○議長 (小椋孝一君)

休憩以前に引き続き会議を開きます。

(午前 1 1 時 0 0 分)

散 会

○議長 (小椋孝一君)

本日はこれで散会します。

(午前 1 1 時 0 0 分)